

### 明星山公園野球場施設・備品利用料金表

区 分		利 用 料 (単位:円)			
		早朝	午前	午後	1日
一般	圏域内利用者(※)	540	1,080	2,160	3,240
	上記以外の利用者	1,080	3,240	5,400	8,640
高校生以下		210	540	1,080	1,620
本部席		1試合につき540円			
放送設備		1試合につき1,080円			
スコアボード		1試合につき1,080円			

#### 利用時間

4月1日～9月30日まで

早朝 午前5時30分～午前8時まで

午前 午前8時30分～正午まで

午後 午後0時30分～午後6時まで

1日 午前8時30分～午後6時まで

10月1日～3月31日まで

早朝 午前5時30分～午前8時まで

午前 午前8時30分～正午まで

午後 午後0時30分～午後5時まで

1日 午前8時30分～午後5時まで

※圏域内利用者とは、富士宮市、富士市に居住する方、または同市内の事業所等に勤務する方をいいます。

### 城山公園運動場・朝霧アリーナ利用料金表

区 分		単 位	利用料 (単位:円)	
行為をする場合	行商、募金その他これらに類する営業行為をする場合	1平方メートル 1日	40	
	業として写真又は映画の撮影をする場合	1日	1,080	
	競技会、展示会、集会その他これらに類する行為をする場合	面積によるもの	1平方メートル 1日	20
		面積によりがたいもの	1日	1,080
	城山公園運動場を使用する場合	午前		430
		午後		640
1日			1,080	
公園を占用する場合	電柱、電話柱、標識、ガス管、地下埋設物その他これらに類するもの	富士宮市行政財産の目的外使用に関する使用条例(昭和60年富士宮市条例第18号)第2条の規定により算出した額		
	競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートル 1日	20	
	その他占用物件	1平方メートル 1日	40	

1日又は1月を単位とするもので、1日又は1月に満たない端数があるときは、それぞれ1日又は1月とする。